

都有地活用による魅力的な移転先整備事業
(足立区関原地区)

事業実施方針

平成31年3月

東京都都市整備局

都有地活用による魅力的な移転先整備事業（足立区関原地区）
事業実施方針

<目次>

第1 事業の内容	1
1 事業の名称	1
2 事業用地	1
3 事業の目的	1
4 事業の概要	2
5 整備する施設の種類の等	2
6 事業の進め方	4
第2 事業実施条件	5
1 立地条件	5
2 事業計画に関する条件	5
3 事業者の業務範囲	5
4 契約に関する条件	6
第3 事業予定者の募集及び選定	8
1 基本的な考え方	8
2 公募スケジュール	8
3 応募者の資格要件	8
4 提案審査に関する事項	10
5 審査結果の公表	10
6 著作権について	10
第4 意見及び質問の受付等	11
1 説明会の開催	11
2 意見書・質問書の受付	11
3 意見書・質問書に対する回答等	11
4 資料の配布	12
5 連絡先	12
別紙 1	13
別紙 2	14
添付資料 1	15
添付資料 2	16
添付資料 3	17

【はじめに】

本実施方針の目的

- ・ 民間事業者に対し、事業の情報を早期に提供すること
- ・ 事業者募集に先立ち、実施方針に対する民間事業者の意見等を把握すること

第 1 事業の内容

1 事業の名称

都有地活用による魅力的な移転先整備事業（足立区関原地区）

2 事業用地

- (1) 所在 住居表示：足立区関原一丁目 4 番（添付資料 2 参照）
地 番：足立区関原一丁目 651 番 12
- (2) 面積 : 683.08 m²（添付資料 2 参照）

3 事業の目的

東京都（以下「都」という。）は、災害に強い都市の実現に向け、防災都市づくり推進計画に基づき、老朽化した木造建築物が特に集積するなど、震災時に特に甚大な被害が想定される地域（以下「整備地域」という。）を対象に、延焼遮断帯の形成や市街地の不燃化に取り組んでいる。

こうした取組に当たり、敷地が狭小であることや権利関係が輻輳していることなどにより、建替えが進みにくい状況があるほか、住み慣れた地域で居住し続けたいとする権利者などが多く、希望に合う移転先を確保することが難しいといった課題がある。

そこで、コミュニティを維持しながら権利者などの移転を促すことで木造住宅密集地域（以下「木密地域」という。）の改善を加速するため、近隣の都有地を活用し、受け皿として、民間事業者により移転先を整備する「魅力的な移転先整備事業」（以下「本事業」という。）に取り組む。

以上により、整備地域である西新井駅西口一帯地域に立地する、上記 2 に示す都有地（以下「関原地区」という。）を、同地域を中心とした木密地域（以下「移転対象地域」という。）にお住まいの方々の移転先として活用して、本事業を実施する。

本事業では、「人」と「人」が助け合いながら豊かに暮らせる住まいを移転対象地域にお住まいの方々と共につくり上げていくことで、移転したいと思えるような魅力的な移転先を実現し、同地域の不燃化を促進することを目的とする。

4 事業の概要

(1) 事業のコンセプト

本事業の目的を踏まえ、コンセプトを以下のとおりとする。

居住者どうしが緩やかに繋がり助け合いながら、地域にお住まいの方々と共に豊かに暮らせる住まいを整備し、移転を促進することで、木密地域の改善を加速する

(2) 主な事業内容

事業者は、都有地を活用し、主に以下の内容の事業を実施するものとする。

- ① (3) 移転対象者の中から、本事業で整備する住宅への入居を希望する者(以下「入居希望者」という。)を募集し、計画内容について入居希望者の希望を聞きながら、移転先となる集合住宅を整備
- ② 入居者と分担し、整備した住宅を事業期間内において継続的に管理・運営
- ③ 移転元の土地等の買取りなど、木密地域からの移転を促進する取組を実施

①、②に当たっては、住宅の設計内容や住まい方、管理・運営等に関するワークショップ等を開催するなど、コミュニティの形成や入居者による自立的な管理・運営を支援するものとする。(以下「コーディネート業務」という。)

(3) 移転対象者

添付資料1に示す地域にお住まいの方々のうち、防災都市づくり推進計画に基づき都又は足立区が実施する道路や公園の整備及び老朽木造住宅の除却や建替えなどの事業に伴い移転を要する方、昭和56年5月31日以前に建築された建築物などの老朽建築物にお住まいの方のうち経済的理由などにより移転先の確保が困難な方及び接道状況などにより現地での建替えが困難な方。

なお、移転対象地域として示す地域は、木密地域の改善に係る都又は足立区が施行する事業の実施状況等にあわせ、必要に応じて変更されることがある。

5 整備する施設の種類の種類等

以下に示す機能により構成される施設を整備することを予定している。整備に当たっては、入居希望者に対して、下記を踏まえた基本的な計画及び入居希望者の要望を反映できる範囲を提示し合意形成を行うこと。詳細は募集要項等に示す。

(1) 導入が必須となる機能

- ・継続的に移転対象者の移転先となる賃貸形式の住宅
- ・コミュニティの形成を促進する充実した共用空間

【住宅の整備に当たり考慮しなければならない事項】

- ① 移転対象者が移転したいと思えるような魅力ある住環境にすること
(例：豊かな緑、周辺環境や景観に配慮した計画、防災機能の確保、省エネルギーへの配慮など)
- ② 近所付き合いなどの既存コミュニティの維持に配慮すること
- ③ 移転先での新たなコミュニティの形成（多世代交流等）に配慮すること

(2) 導入が望ましい機能

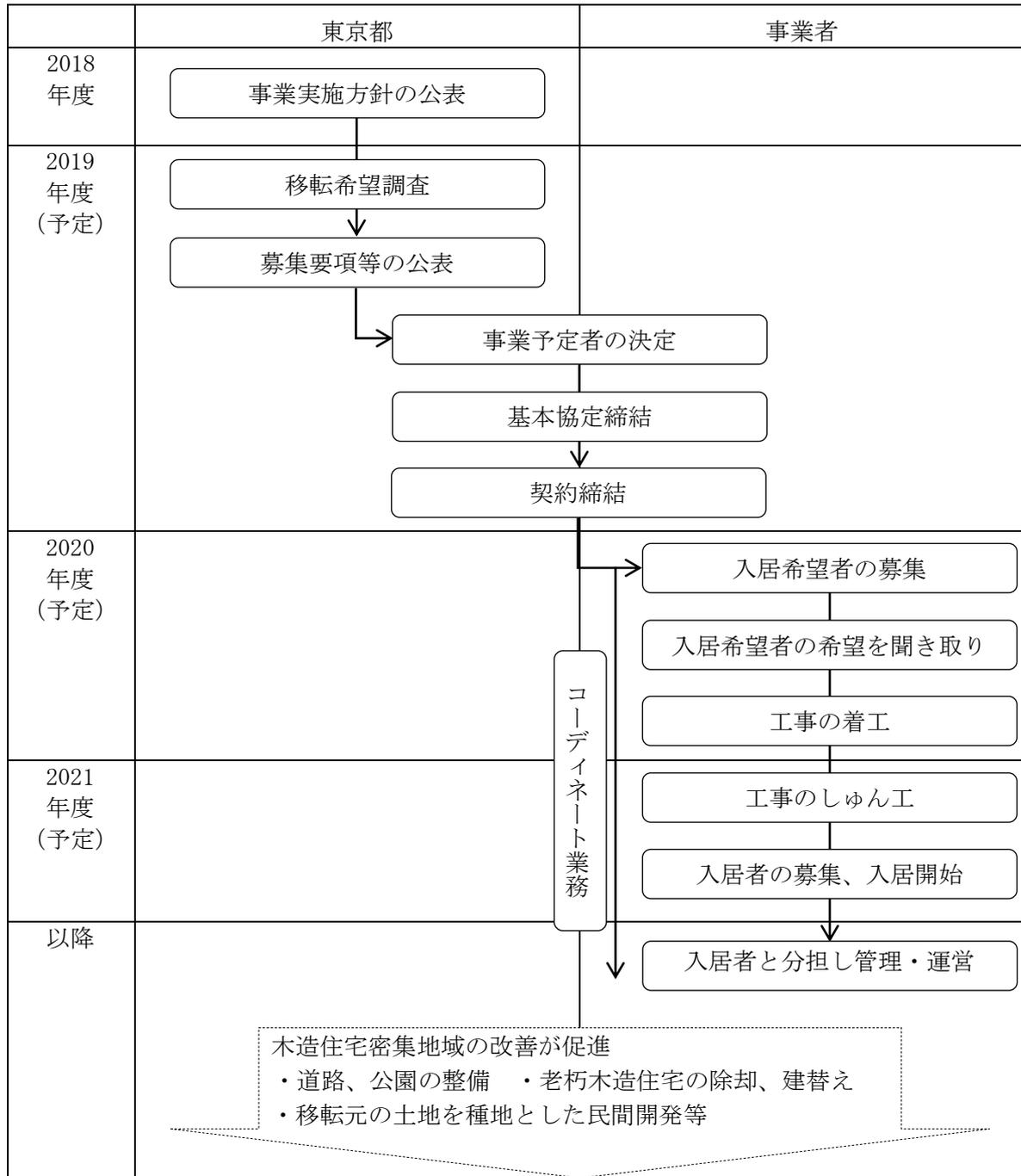
【第1. 3】に示す事業の目的の実現に向け、(1)に加え、地域の活性化につながる機能や木密地域からの一層の移転促進により市街地の不燃化につながる機能について、多様な観点から、事業者の創意工夫による積極的な導入を期待する。(外構等への国産木材の有効活用、情報通信技術の活用など)

- 例)
- ・ 地域交流スペース
 - ・ 高齢者向け生活支援施設又はサービス
 - ・ 移転者の荷物を収納するトランクルーム
 - ・ 周辺地域での不燃化建替えの参考事例となるモデル住宅 など

6 事業の進め方

当該事業効果の早期発現を考慮し、次の工程を目途に事業予定者を募集・選定し、事業を進める予定である。

都は、入居希望者となり得る方の人数及び属性等を把握するために、移転対象者を対象に移転希望調査を実施し、その結果を添付して募集要項等を公表する予定である。



第2 事業実施条件

現在、次に掲げる条件を予定しており、詳細は募集要項等に示す。

1 立地条件

- (1) 所在地：東京都足立区関原一丁目4番（添付資料2参照）
- (2) 活用都有地面積：683.08㎡
- (3) 用途地域：準工業地域
- (4) 指定建ぺい率/指定容積率：80%/300%
- (5) 日影規制：5－3時間（測定高さ4.0m）
- (6) 高度地区：第三種高度地区
- (7) 防火指定：防火地域
- (8) 新防火指定：新たな防火規制区域（東京都建築安全条例第7条の3）
- (9) 地区計画：関原一丁目地区防災街区整備地区計画

2 事業計画に関する条件

- (1) 【第1.3】、【第1.4】及び【第1.5】を踏まえた提案内容とする。
- (2) 防災都市づくり推進計画に基づき都又は足立区が施行する事業と協力する。
- (3) 都は、事業用地を定期借地により提供する。
- (4) 事業者は、入居希望者に対して、基本となる計画及び入居希望者の希望により変更できる内容等を提示して、入居希望者の希望を計画に反映する。
- (5) 事業者は、整備した住宅の一部に【第1.4(3)】移転対象者以外を入居させることができる。【第1.4(3)】移転対象者の移転先として提供する住宅の戸数等は、募集要項に示す。
- (6) 家賃の設定に当たっては、入居希望者と事業者の合意により決定する。この際、従前の家賃や周辺地域の相場を考慮し、過度な負担とならないよう配慮すること。

3 事業者の業務範囲

- (1) 事業者の業務内容
事業者は、防災都市づくり推進計画に基づき都又は足立区が施行する事業に関する情報提供などの支援のもと、以下の業務を実施する。
 - ① 事業者は、自己の提案に基づき入居希望者の募集、入居希望者の計画内容に関する希望の聞き取り、事業用地の事前調査、企画、設計、建設及び関連業務を行う。

- ② 事業者は、別途募集要項等に定める期間内に着工、しゅん工する。
 - ③ 事業者は、建設した住宅の全部又は一部の住戸を、【第1. 4 (3)】移転対象者の移転先（以下「事業用住戸」という。）として予め位置づけ、移転者と賃貸借契約を締結して入居させる。詳細については、募集要項に示す。
 - ④ 事業者は、都と協議し承認を得た上、事業用住戸の入居者の募集を行う。この際、入居希望者として計画内容に関する希望の聞き取りを行った者を優先して入居させること。
 - ⑤ 事業者は、入居希望者又は入居者の管理方法に関する希望を踏まえ、入居者と分担し、賃貸住宅の管理・運營業務を行う。
 - ⑥ ①及び⑤については、コーディネート業務を実施すること。
 - ⑦ 事業用住戸に空きが生じた場合、【第1. 4 (3)】移転対象者の入居希望を確認し、一定期間希望がない場合は移転対象者以外の入居者を募ることができる。期間については、募集要項に示す。
 - ⑧ 事業者は、【第1. 4 (3)】移転対象者の移転を支援するため、入居者に対し、希望に応じて移転元の土地等の買取り又は第三者への売却に向けて売却先の斡旋や手続き等の支援を行う。
 - ⑨ 事業者は、定期借地期間終了後に土地を一括して更地で返還する。
- (2) 事業者が負担する費用
- ① 事業用地の借地に係る諸費用
 - ② 事業用地内（地中を含む。）に管理上残置されている工作物等の撤去費用
 - ③ 事業用地内（地中を含む。）の地中障害物・廃棄物・土壌汚染その他残存物の撤去・処分等に係る費用。なお、現時点では、従前の建築物の杭基礎の一部が残置されていることを確認している。詳細については、募集要項で示す。
 - ④ 施設の整備及び維持管理、運営に係る費用
 - ⑤ 定期借地期間終了後の住宅の除去に係る費用
 - ⑥ 入居希望者の募集及びコーディネート業務に係る費用
 - ⑦ その他、事業を遂行するために必要となる費用

4 契約に関する条件

基本協定及び土地賃貸借契約については、以下の条件を想定している。詳細は募集要項に示す。

- (1) 事業予定者は、都と業務内容に関して協議を行い、この結果に基づき基本協定を締結する。
- (2) 基本協定には、入居希望者の募集、入居希望者の計画内容に関する希望の聞き取り、施設の整備、管理、運営等に関する規定等が含まれる。
- (3) 基本協定の締結後、都と事業者（法人グループの場合は代表法人）で借地借家法（平成3年法律第90号）第22条に定める一般定期借地権設定契約を締結する。

- (4) 貸付期間は50年間に建設及び除却の期間を加算した期間とする。
- (5) 貸付料及び保証金は、都の決定する基準額以上とする。
- (6) 定期借地期間終了時には、同借地権設定時に預託された保証金を返還する。ただし、保証金に利子は付さない。
- (7) 定期借地権の譲渡及び転貸は、行えないものとする。

第3 事業予定者の募集及び選定

1 基本的な考え方

本事業への参加を希望する事業者を公募する。

事業予定者の選定に当たっては、「公募型プロポーザル方式」を採用し、審査の結果、最も優れた提案を行った事業応募者を、事業予定者とする。

2 公募スケジュール

事業実施方針の公表後は、以下のスケジュールを予定している。事業予定者の募集及び選定に係る詳細のスケジュールについては、募集要項等に示す。

事業実施方針の公表	2019年3月29日（金）
説明会の実施	2019年4月19日（金）
意見書・質問書の受付	2019年4月22日（月） ～ 2019年4月23日（火）
質問書への回答書の公表	2019年5月14日（火）
募集要項等の公表	2019年9月頃
提案書受付、提案審査	2019年1月頃
事業予定者の決定	2020年3月頃

3 応募者の資格要件

（1） 基本的要件

事業応募者は、事業用地を借り受け、【第1. 5】に示す施設を整備し、安定して事業を運営できる企画力、技術力及び経営能力を有する者とする。

（2） 応募者の構成

- ① 事業応募者は、単独の法人又は法人グループとする。
- ② 法人グループで応募する場合は、代表法人を定め、代表法人が応募することとする。
- ③ 事業応募者の構成員が、本事業についての他の事業応募者（代表法人又は代表法人以外の構成員である場合を含む。）として重複参加してはならない。

- ④ 施設の一部の運営等を他の者に委ねる場合は、自らの責任で運営主体を選定し、施設整備の内容及び条件について事前に事業者間で協議を行い、合意の上参加すること。

(3) 資格要件

事業応募者には、コーディネート業務、賃貸住宅の設計、建設、管理、運営等について、資格要件を付す予定である。詳細については、募集要項等に示す。

(4) 事業応募者の構成員の制限

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ② 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成 23 年 11 月 30 日付 23 財経総第 1666 号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- ③ 経営不振の状態（会社の整理を始めたとき、会社の特別清算を開始したとき、破産の申立てがされたとき、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てがなされたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てがなされたとき又は手形若しくは小切手が不渡りになったとき。）でないこと。
- ④ 直近 1 年間の法人税、法人事業税、法人住民税又は消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある者でないこと。
- ⑥ 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付第 61 財経庶 922 号）第 5 条 1 項に基づく排除措置期間中の者でないこと。
- ⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体に所属していないこと又は関与していないこと。

(5) 参加資格要件確認の基準日

- ① 提案書等の受付時点を予定する。詳細については募集要項に示す。
- ② 提案書等受付日から基本協定締結までの期間に、事業応募者又は事業応募者の構成員が【第 3. 3 (4)】に抵触した場合は、原則として失格とする。ただし、事業応募者が法人グループの場合で、代表者以外の構成員が本制限に抵触したときに、事業応募者から当該構成員を除外した残りの構成員が、全ての資格を満たし、都が指定する期間内に都の承諾を受けた場合には、この限りではない。

4 提案審査に関する事項

(1) 審査体制

- ① 審査は、外部委員を含む審査委員会を設置の上、実施する。
- ② 審査委員会の構成については、募集要項等に示す。

(2) 審査方法

- ① 審査は、原則として提出書類に基づいて行い、事業全体について、価格以外の要素も含め、提案内容を総合的に審査する。
- ② 審査方法の詳細については、募集要項等に示す。

(3) 審査項目

現時点では、資格要件、基本的事項、提案内容、事業の運営体制、事業収支計画など財務的な評価、事業者が都に支払う借地料等について、総合的に審査を行う予定である。詳細については募集要項等に示す。

5 審査結果の公表

審査結果については、その概要を公表する。

6 著作権について

応募図書の著作権は、それぞれの作成団体に帰属するが、公表、展示、その他東京都が必要と認めるときには、協議の上、都はこれを無償で使用できるものとする。

第4 意見及び質問の受付等

1 説明会の開催

この「事業実施方針」の内容について、次の要領により説明会を開催する。

- (1) 日 時：2019年4月19日（金）午後1時30分から午後2時30分まで
- (2) 場 所：東京都庁第一本庁舎 25階 117会議室
- (3) 参加者：本事業に参加を希望する法人又は法人グループ
(1団体につき3名までとする。)
- (4) 申込方法：
参加希望者は、別紙1の様式に必要事項を記載し、電子メールにて、2019年4月16日（火）午後4時までに【第4. 5】連絡先に送付すること。
なお、都合により申込みできなかった方の当日の参加も、若干名受け付ける予定である。

2 意見書・質問書の受付

- (1) この「事業実施方針」に対する、意見又は質問がある場合は、別紙2の様式に必要事項を記載し、(3)の提出期間内に直接【第4. 5】連絡先へ持参又は電子メール（意見書・質問書は添付ファイルとする。）により送信すること。電話での質問等の受付は行わない。
なお、質問は本事業に応募を検討している法人からのみ受け付ける。
- (2) 1件の意見又は質問に対し、1枚の様式を使用すること。
持参する場合は、意見又は質問を記載した様式のほか、その内容を記録した電子媒体（使用ソフトはマイクロソフト社のWord 2010以前のバージョンとする。）も併せて提出すること。
- (3) 提出期間
2019年4月22日（月）から4月23日（火）までとする。
持参する場合の受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間とする。

3 意見書・質問書に対する回答等

- (1) 提出された質問書に対する回答書は、【第4. 5】連絡先にて2019年5月14日（火）から2019年5月16日（木）に直接配布する。配布時間は、午前9時から午後4時までの間とし、事前連絡の上で指定した時間とする。また、準備が整い次第、都ホームページで公表する。回答に当たって企業名等は公表しない。
- (2) 意見書に関しては、意見の内容を公表する予定である。

(3) 意見書・質問書を提出した方には、内容確認のため、必要に応じてヒアリングを行うことがある。

4 資料の配布

この「事業実施方針」は、東京都都市整備局ホームページで閲覧できる他、【第4.5】連絡先にて2019年4月1日（月）から4月5日（金）まで配布する。配布時間は午前9時から午後4時までの間とし、事前連絡の上で指定した時間とする。

5 連絡先

東京都 都市整備局 市街地整備部 防災都市づくり課 街路沿道整備担当：渡邊、村地

住 所：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 第二本庁舎 11階中央

T E L：03-5320-5029（内線 31-293）

電子メールアドレス：S0000357@section.metro.tokyo.jp

事業 HP アドレス：<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/bosai/sokushin/itensaki.html>

都有地活用による魅力的な移転先整備事業
(足立区関原地区)
実施方針説明会参加申込書

2019年4月19日(金曜日)の事業実施方針説明会に参加します。

法人名	名称
参加者 (1社3名まで)	(申込窓口) 所属
	氏名 役職名
	所属
	氏名 役職名
	所属
	氏名 役職名
電話/電子メール	(申込窓口) /

※ 御記入いただいた個人情報には適切な管理を図り、本事業に関するもの以外には使用しません。

宛先：東京都都市整備局市街地整備部防災都市づくり課 街路沿道整備担当：渡邊、村地

電子メールアドレス：S0000357@section.metro.tokyo.jp

* 会場や資料などの準備のため、2019年4月16日(火曜日)午後4時までに御返送ください。(御都合により申込みできなかった方の当日御参加も、若干名受け付けます。)

意見書・質問書

「所有地活用による魅力的な移転先整備事業（足立区関原地区）」の事業実施方針について、以下のとおり意見書・質問書を提出します。

法人名	名称	
所在地		
担当者	氏名	役職名
	所属	
	電話	ファクシミリ
	電子メール	
意見・質問項目	該当するものを○で囲んで下さい (1)意見 ・ (2)質問	タイトル
実施方針の該当箇所	(○○ページの第○の○の○○○……○○○)	
内容		

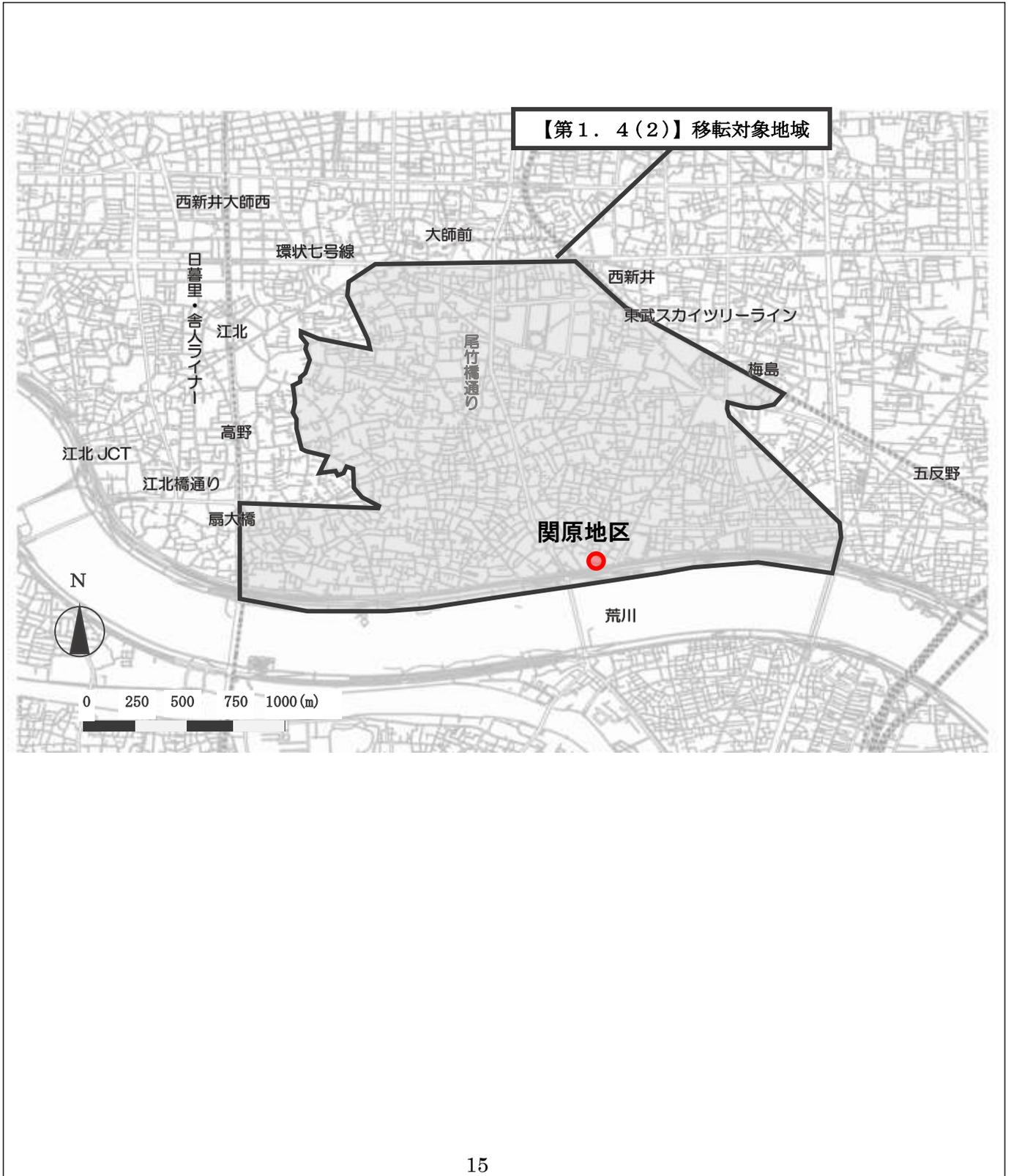
注1 意見・質問は、簡潔かつ具体的に記入してください。

2 意見・質問は、この様式1枚につき1件とします。

3 意見・質問については、個別にはお答えしません。

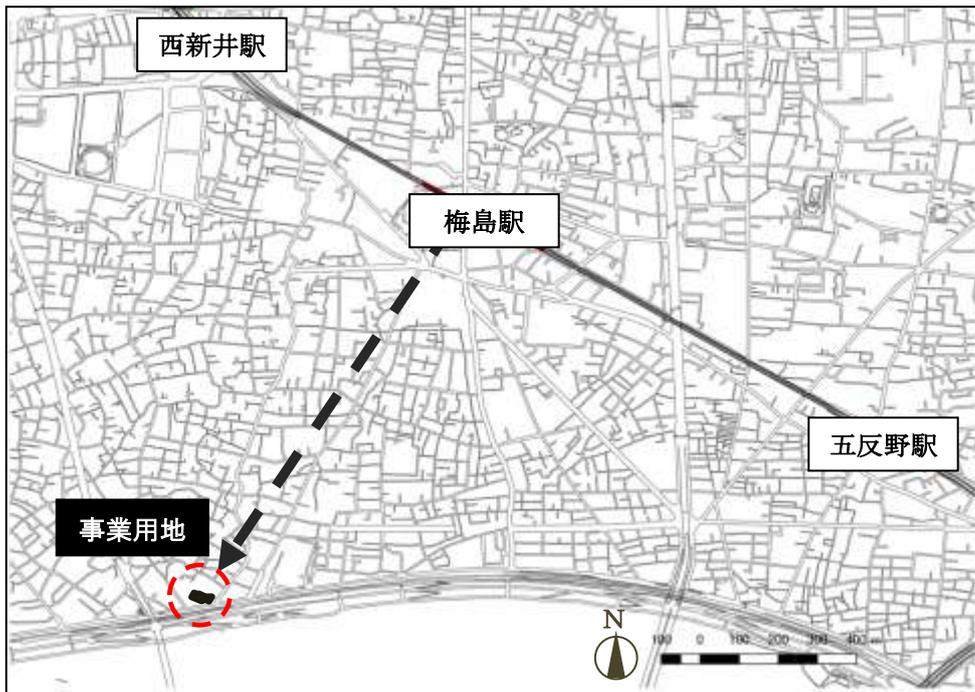
※御記入いただいた個人情報は適切な管理を図り、本事業に関するもの以外には使用しません。

都有地活用による魅力的な移転先整備事業（足立区関原地区）移転対象地域

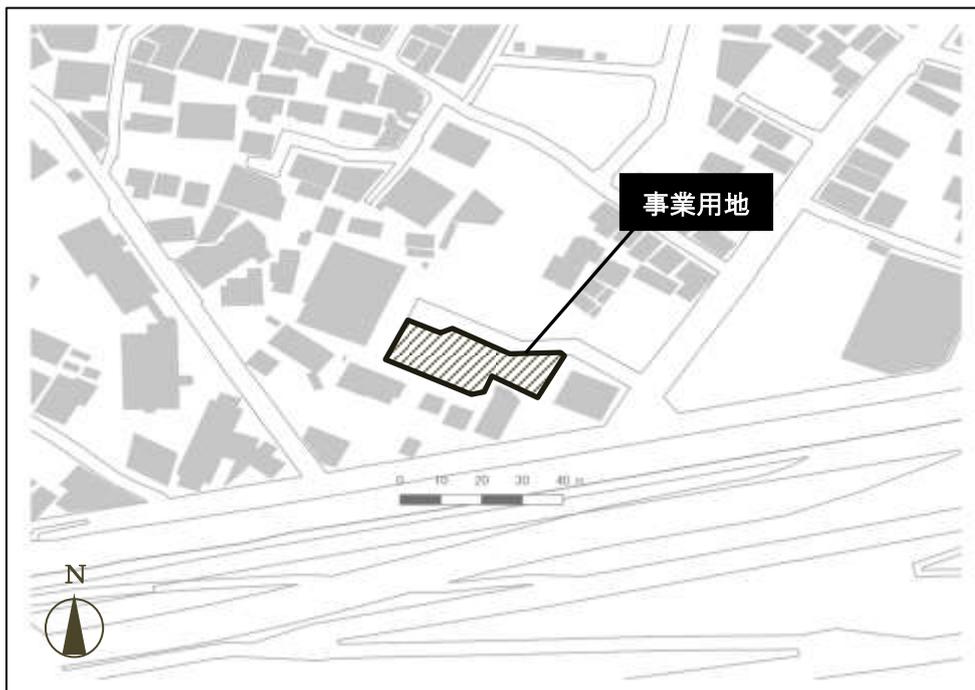


都有地活用による魅力的な移転先整備事業（足立区関原地区）位置図

案内図



配置図



所有地活用による魅力的な移転先整備事業（足立区江北地区及び関原地区）に関する
アンケート調査の集計結果

(1) 実施概要

実施期間:平成30年10月18日(木)調査票配布開始 (11月2日(金)投かん締切)

実施範囲:②に示す範囲

対象者:エリア内から無作為に抽出した53箇所の番地内の全建物（大きなマンション、非住宅を除く）

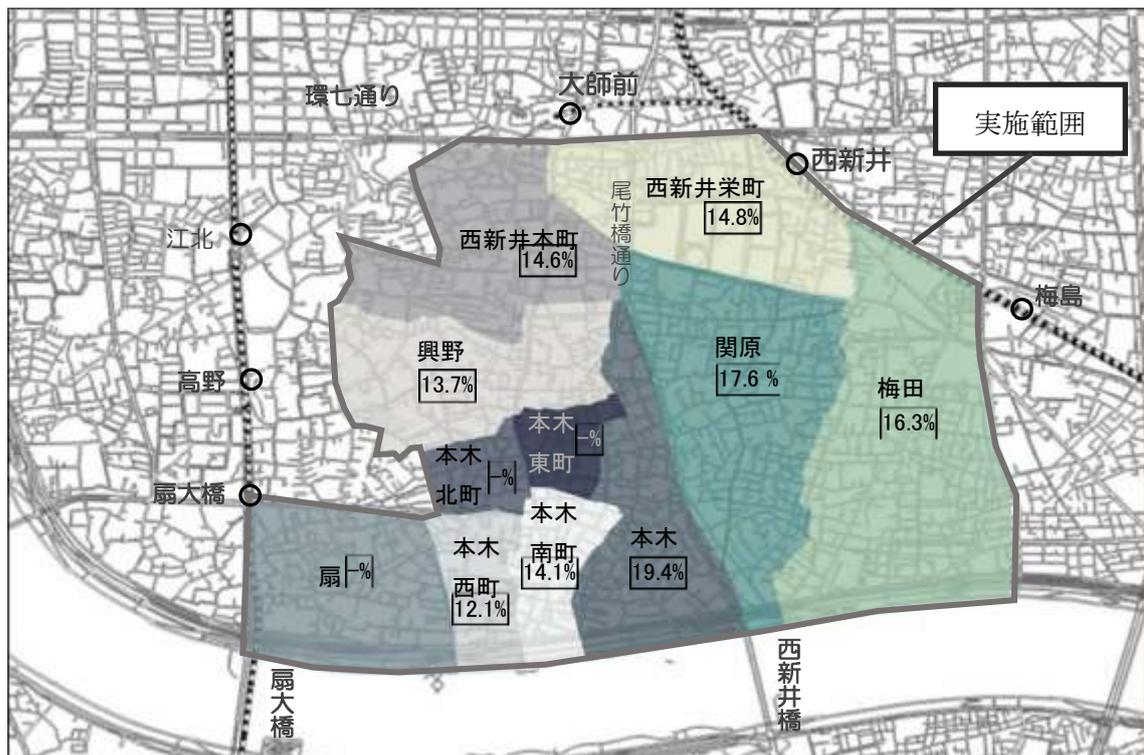
配布数:2,971票 回収数 477票 回収率:16.1%

参考:地区全体の世帯数は 38,597世帯(H30.10.1時点)

① 地域別配布数:

配布場所	配布数	回収数	回収率
東京都足立区関原	1,039	183	17.6%
東京都足立区梅田	326	53	16.3%
東京都足立区興野	262	36	13.7%
東京都足立区西新井栄町	528	78	14.8%
東京都足立区西新井本町	458	67	14.6%
東京都足立区本木	201	39	19.4%
東京都足立区本木西町	58	7	12.1%
東京都足立区本木南町	99	14	14.1%
合計	2,971	477	16.1%

② 実施範囲及び地域別回収率



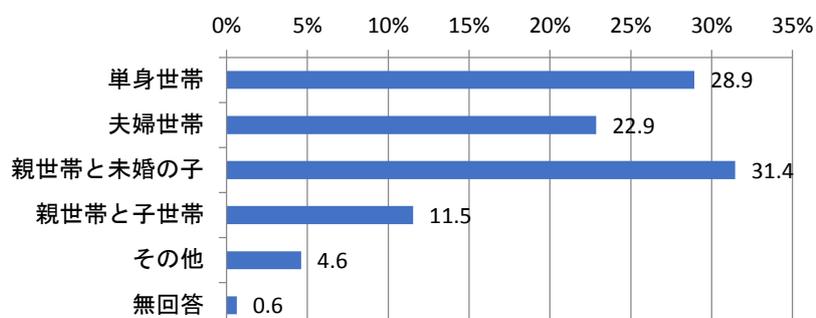
(2) 実施結果 (※ ■ : 回答の最多項目、■ : 回答の次点項目)

I 回答者の属性

1-1. 世帯構成

「親世帯と未婚の子」が31%と最も多く、次いで「単身世帯」が29%、「夫婦世帯」が23%、「親世帯と子世帯」が12%となっている。

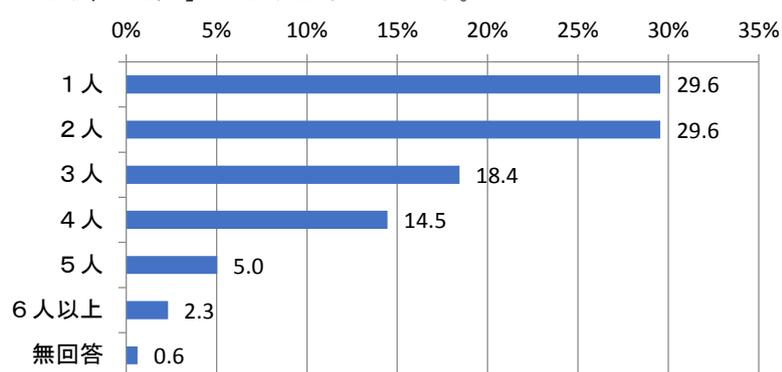
総数	477	100.0%
① 単身世帯	138	28.9%
② 夫婦世帯	109	22.9%
③ 親世帯と未婚の子	150	31.4%
④ 親世帯と子世帯	55	11.5%
⑤ その他	22	4.6%
無回答	3	0.6%



1-2. 世帯人数

「2人」と「1人」が30%と最も多く、「3人」が18%、「4人」が15%となっている。

総数	477	100.0%
① 1人	141	29.6%
② 2人	141	29.6%
③ 3人	88	18.4%
④ 4人	69	14.5%
⑤ 5人	24	5.0%
⑥ 6人以上	11	2.3%
無回答	3	0.6%



1-3. お住いの方の年齢(※世帯人数が2人以上の場合は全員)

「60～70代」が56%と最も多く、次いで「40～50代」が43%、「20～30代」が31%、「80代以上」が22%となっている。

総数	477	100.0%
① 10代以下	63	13.2%
② 20～30代	150	31.4%
③ 40～50代	207	43.4%
④ 60～70代	265	55.6%
⑤ 80代以上	104	21.8%
無回答	4	0.8%



2. 居住地の権利形態

「土地、建物とも所有」が55%と最も多く、次いで「建物のみ所有」が25%、「賃借(借家)」が20%となっている。

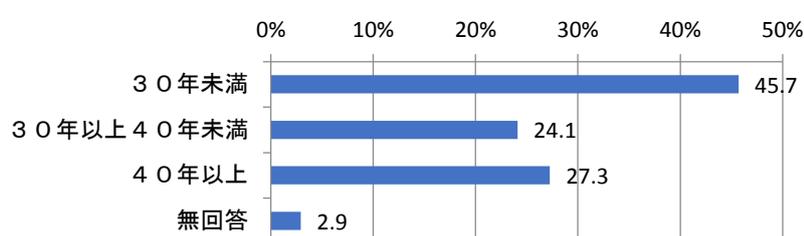
総数	477	100.0%
① 土地、建物とも所有	260	54.5%
② 建物のみ所有	119	24.9%
③ 賃借(借家)	95	19.9%
無回答	3	0.6%



3-1. お住まいの築年数

「30年未満」が46%と最も多く、次いで「40年以上」が27%、「30年以上40年未満」が24%となっている。

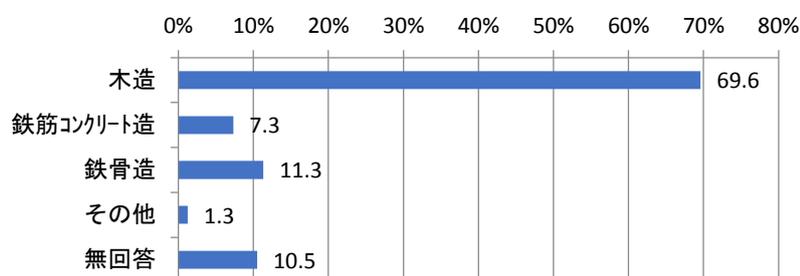
総数	477	100.0%
① 30年未満	218	45.7%
② 30年以上40年未満	115	24.1%
③ 40年以上	130	27.3%
無回答	14	2.9%



3-2. お住まいの建物の構造

「木造」が70%と最も多く、次いで「鉄骨造」が11%、「鉄筋コンクリート造」が7%、「その他」が1%となっている。

総数	477	100.0%
① 木造	332	69.6%
② 鉄筋コンクリート造	35	7.3%
③ 鉄骨造	54	11.3%
④ その他	6	1.3%
無回答	50	10.5%



II 事業に対する意向

1. この事業で住宅が整備された場合、住替えの関心はありますか？

「関心がない」が62%と最も多く、次いで「まあまあ関心がある」が22%、「非常に関心がある」が15%となっている。

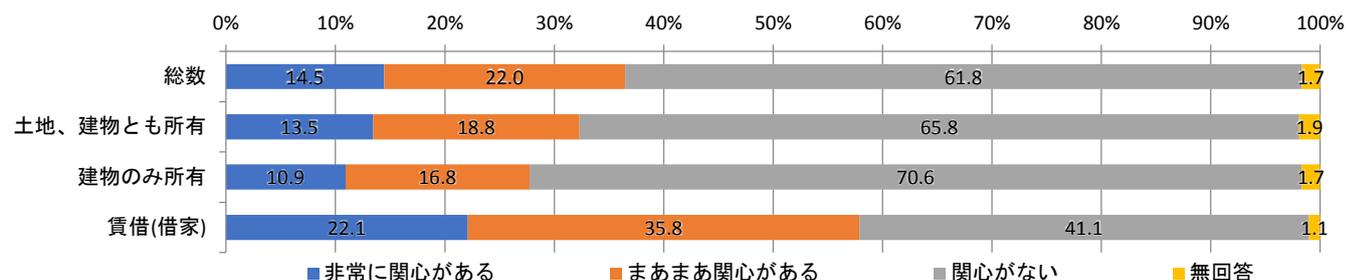
総数	477	100.0%
① 非常に関心がある	69	14.5%
② まあまあ関心がある	105	22.0%
③ 関心がない	295	61.8%
無回答	8	1.7%



→事業への関心×居住地の権利形態

事業への関心が高いのは「賃借(借家)」で、「非常に興味がある」と「まあまあ興味がある」を合わせると58%となっている。

	総数	①非常に興味がある	②まあまあ興味がある	③関心がない	無回答	%	①非常に興味がある	②まあまあ興味がある	③関心がない	無回答
総数	477	69	105	295	8	14.5%	22.0%	61.8%	1.7%	
① 土地、建物とも所有	260	35	49	171	5	13.5%	18.8%	65.8%	1.9%	
② 建物のみ所有	119	13	20	84	2	10.9%	16.8%	70.6%	1.7%	
③ 賃借(借家)	95	21	34	39	1	22.1%	35.8%	41.1%	1.1%	
無回答	3	0	2	1	0	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	

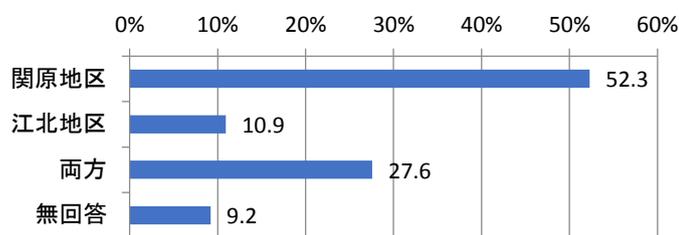


(以下2から5は、Ⅱ-1 住替えの関心に関する問いで「非常に興味がある」「まあまあ興味がある」とご回答頂いた、174世帯からの回答についての集計結果です。)

2. 関心がある事業地区

「関原地区」が52%と最も多く、次いで「両方」が28%、「江北地区」が11%となっている。

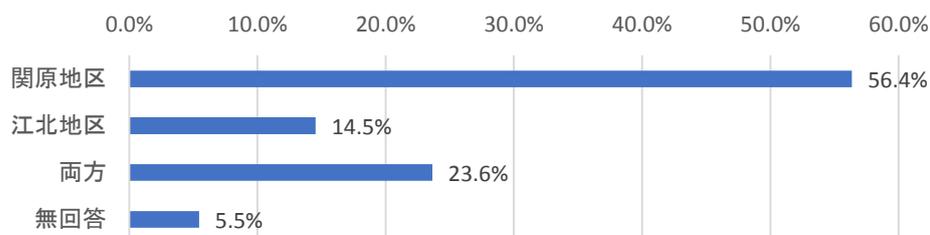
事業地区	総数	割合 (%)
① 関原地区	91	52.3%
② 江北地区	19	10.9%
③ 両方	48	27.6%
無回答	16	9.2%



→事業への関心(あり)×居住地の権利形態(賃借)×関心がある事業地区

事業に関心があると回答した方のうち、現在、借家にお住まいの方が関心のある事業地区は、関原地区が最も多く56%である。

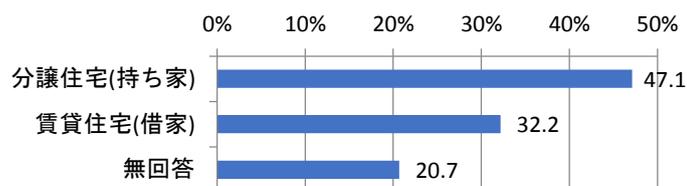
事業地区	総数	割合 (%)
関原地区	31	56.4%
江北地区	8	14.5%
両方	13	23.6%
無回答	3	5.5%



3-1. 希望する所有関係

「分譲住宅(持ち家)」が47%と最も多く、次いで「賃貸住宅(借家)」が32%となっている。

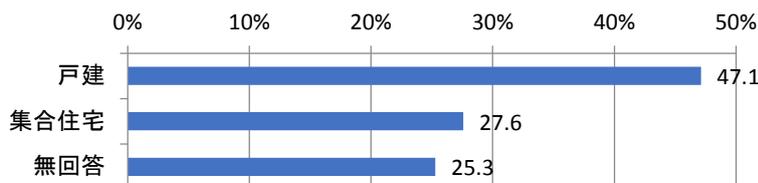
総数	174	100.0%
① 分譲住宅(持ち家)	82	47.1%
② 賃貸住宅(借家)	56	32.2%
無回答	36	20.7%



3-2. 希望する建て方

「戸建」が47%と最も多く、次いで「集合住宅」が28%となっている。

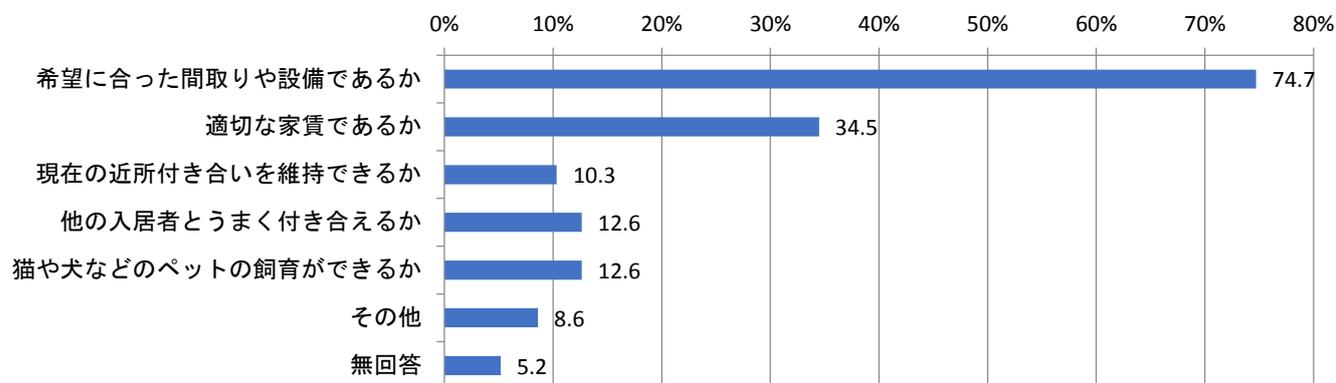
総数	174	100.0%
① 戸建	82	47.1%
② 集合住宅	48	27.6%
無回答	44	25.3%



4. 住替えを検討する際に重視する点(あてはまるもの2つまで)

「希望に合った間取りや設備であるか」が75%と最も多く、次いで「適切な家賃であるか」が35%、「他の入居者とうまく付き合えるか」「猫や犬などのペットの飼育ができるか」が13%となっている。

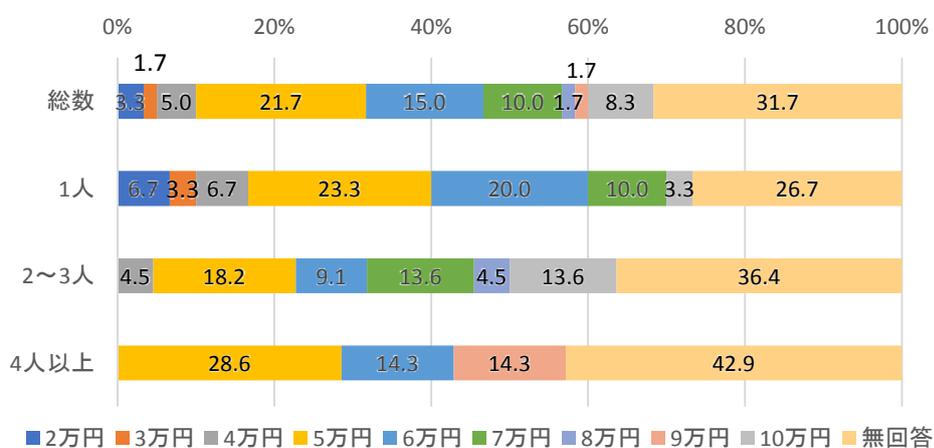
総数	174	100.0%
① 希望に合った間取りや設備であるか	130	74.7%
② 適切な家賃であるか	60	34.5%
③ 現在の近所付き合いを維持できるか	18	10.3%
④ 他の入居者とうまく付き合えるか	22	12.6%
⑤ 猫や犬などのペットの飼育ができるか	22	12.6%
⑥ その他	15	8.6%
無回答	9	5.2%



→世帯人数×適切な家賃

「問 3-オ) 住替えを検討する際に重視する点」において「適切な家賃」を選択した方が示す家賃相場は、1人世帯、2～3人世帯、4人以上世帯ともに5万円/月が最も多く、1人世帯では6万円/月以下が半数以上を占めているが、2～3人世帯では8万円/月で半数を占めている。

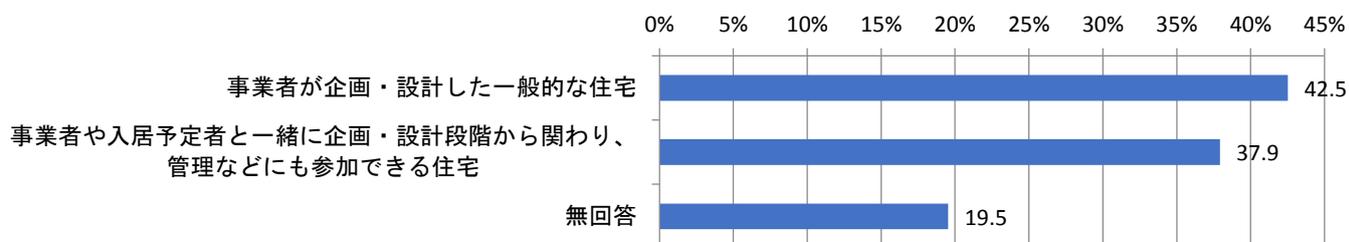
	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	7万円	8万円	9万円	10万円	無回答	総計
総数	2	1	3	13	9	6	1	1	5	19	60
1人	2	1	2	7	6	3	0	0	1	8	30
2～3人	0	0	1	4	2	3	1	0	3	8	22
4人以上	0	0	0	2	1	0	0	1	0	3	7
無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1



5. どのような事業であれば参加を希望されますか。(該当するもの一つに○)

「事業者が企画・設計した一般的な住宅」が43%と最も多く、次いで「事業者や入居予定者と一緒に企画・設計段階から関わり、管理などにも参加できる住宅」が38%となっている。

総数	174	100.0%
① 事業者が企画・設計した一般的な住宅	74	42.5%
② 事業者や入居予定者と一緒に企画・設計段階から関わり、管理などにも参加できる住宅	66	37.9%
無回答	34	19.5%



Ⅲ 特別集計 賃貸の集合住宅への移転に関心がある世帯

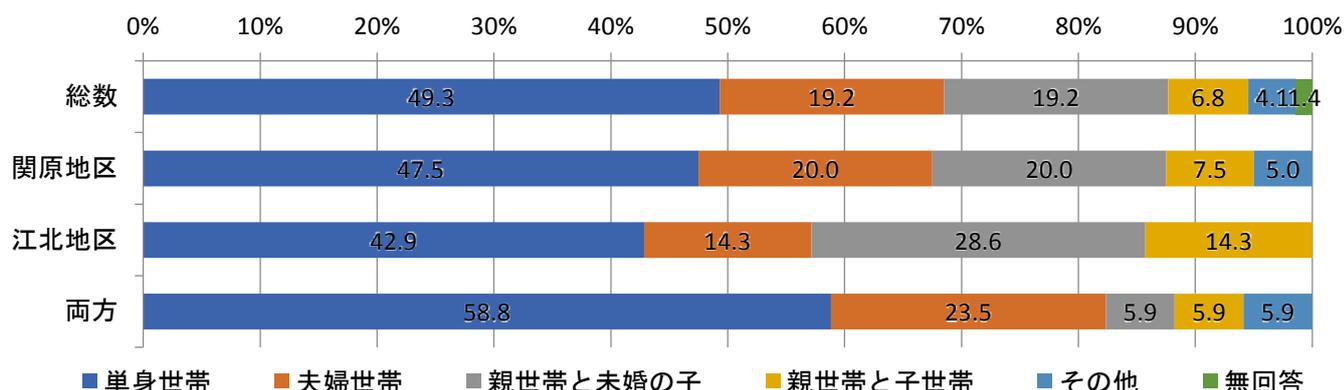
『Ⅱ-1. この事業で住宅が整備された場合、住替えの関心はありますか?』で「非常に関心がある」「まあまあ関心がある」に○がある人のうち、それぞれの地区について、関心がある住み方が「②賃貸住宅」かつ「②集合住宅」と回答した73世帯に関する特別集計。

Ⅲ-1 回答者の属性

1-1. 世帯構成

両地区とも、単身者の移転希望者が多い。

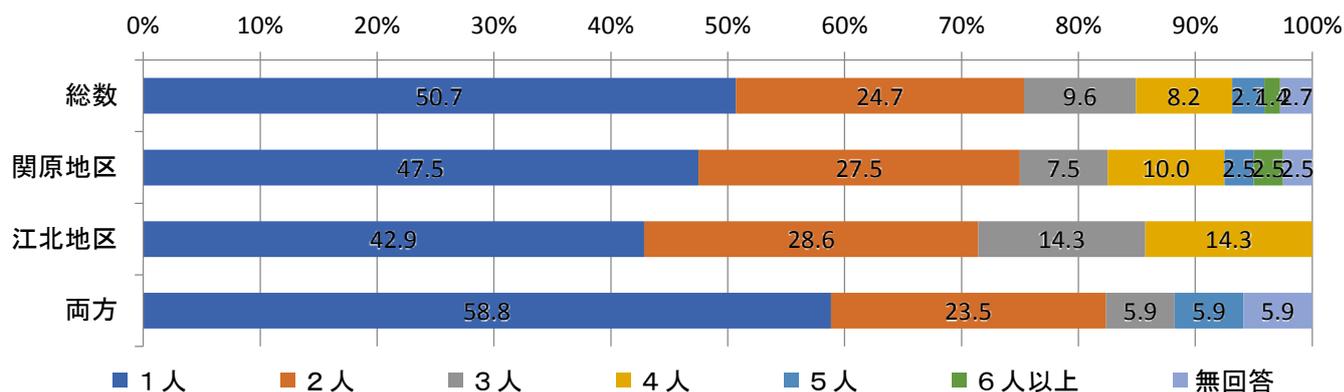
	総数	関原地区	江北地区	両方	無回答
総数	73	40	7	17	9
① 単身世帯	36	19	3	10	4
② 夫婦世帯	14	8	1	4	1
③ 親世帯と未婚の子	14	8	2	1	3
④ 親世帯と子世帯	5	3	1	1	0
⑤ その他	3	2	0	1	0
無回答	1	0	0	0	1



1-2. 世帯人数

両地区とも1人世帯が多い。

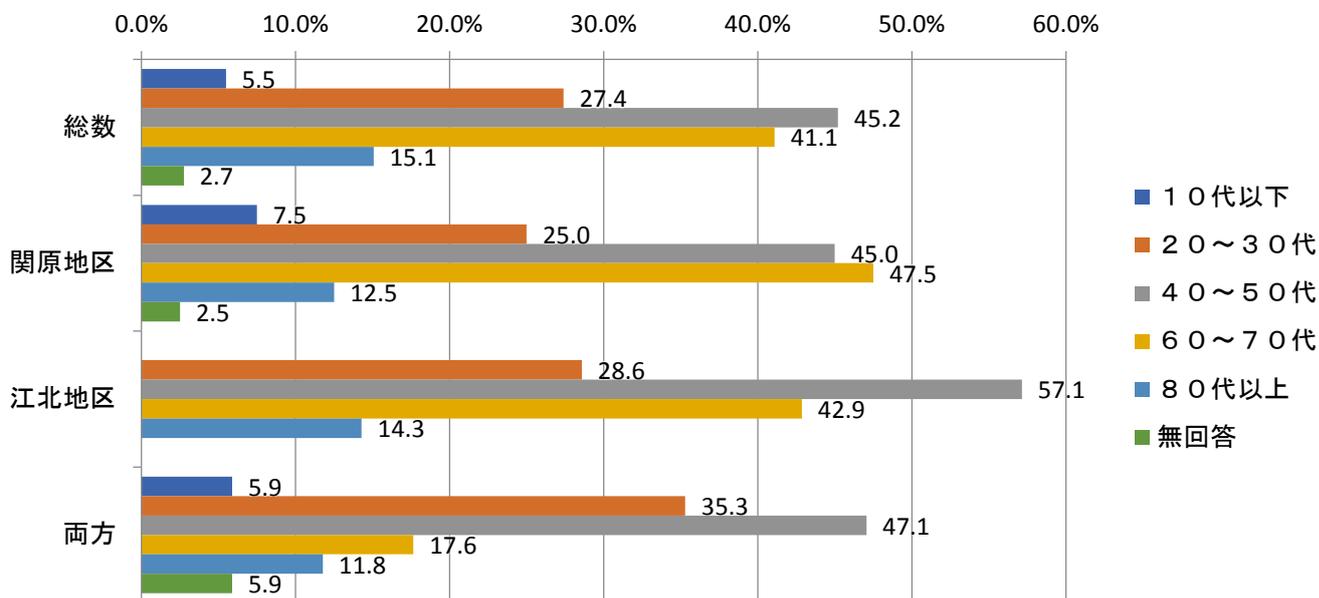
	総数	関原地区	江北地区	両方	無回答
総数	73	40	7	17	9
① 1人	37	19	3	10	5
② 2人	18	11	2	4	1
③ 3人	7	3	1	1	2
④ 4人	6	4	1	0	1
⑤ 5人	2	1	0	1	0
⑥ 6人以上	1	1	0	0	0
無回答	2	1	0	1	0



1-3. お住いの方の年齢(※世帯人数が2人以上の場合は全員)

関原地区移転希望者は60～70代が多く、江北地区移転希望者は40～50代が多い。

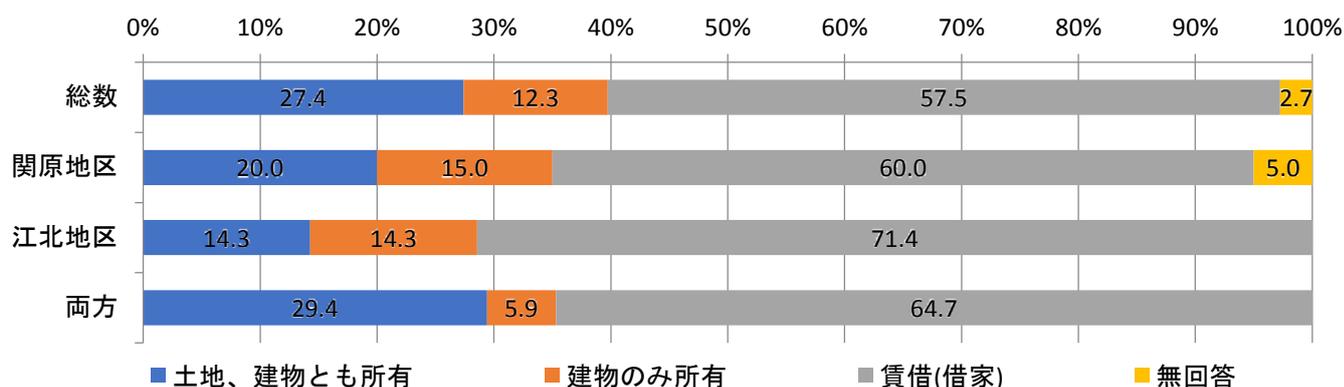
	総数	関原地区	江北地区	両方	無回答
総数	73	40	7	17	9
① 10代以下	4	3	0	1	0
② 20～30代	20	10	2	6	2
③ 40～50代	33	18	4	8	3
④ 60～70代	30	19	3	3	5
⑤ 80代以上	11	5	1	2	3
無回答	2	1	0	1	0



2. 居住地の権利形態

両地区とも賃借(借家)の権利形態が多い。

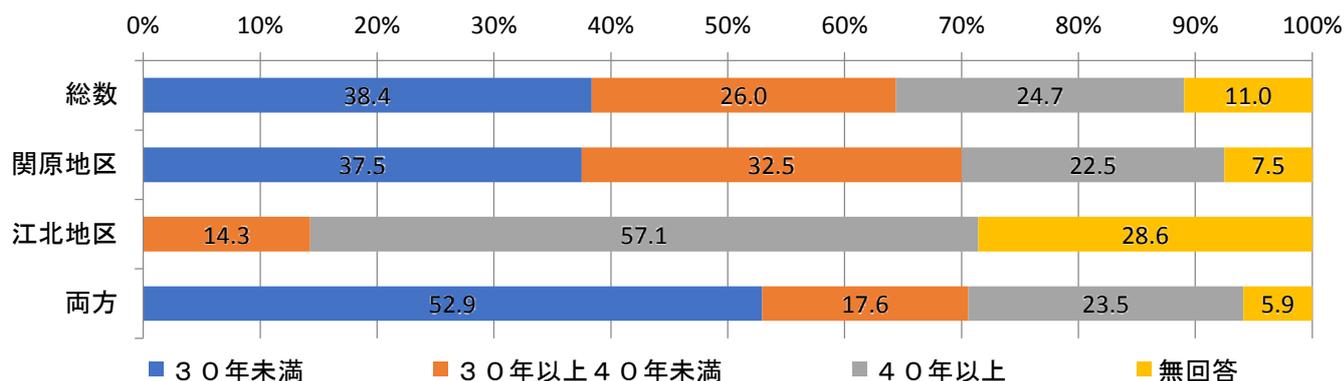
	総数	関原地区	江北地区	両方	無回答
総数	73	40	7	17	9
① 土地、建物とも所有	20	8	1	5	6
② 建物のみ所有	9	6	1	1	1
③ 賃借(借家)	42	24	5	11	2
	2	2	0	0	0



3-1. お住まいの築年数

関原地区移転希望者は30年未満が多く、江北地区移転希望者は40年以上が多い。

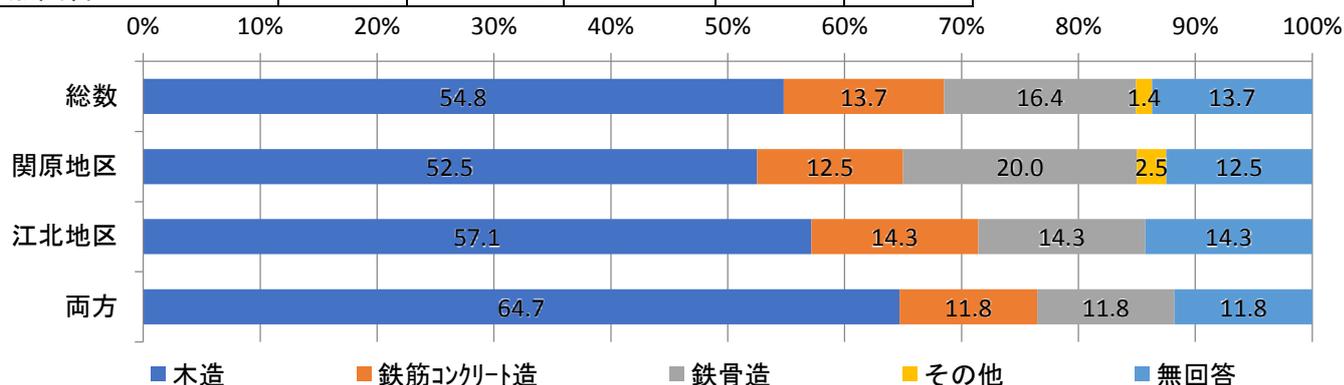
	総数	関原地区	江北地区	両方	無回答
総数	73	40	7	17	9
① 30年未満	28	15	0	9	4
② 30年以上40年未満	19	13	1	3	2
③ 40年以上	18	9	4	4	1
④ 無回答	8	3	2	1	2



3-2. お住まいの建物の構造

両地区とも木造の住居が多い。

	総数	関原地区	江北地区	両方	無回答
総数	73	40	7	17	9
① 木造	40	21	4	11	4
② 鉄筋コンクリート造	10	5	1	2	2
③ 鉄骨造	12	8	1	2	1
④ その他	1	1	0	0	0
無回答	10	5	1	2	2

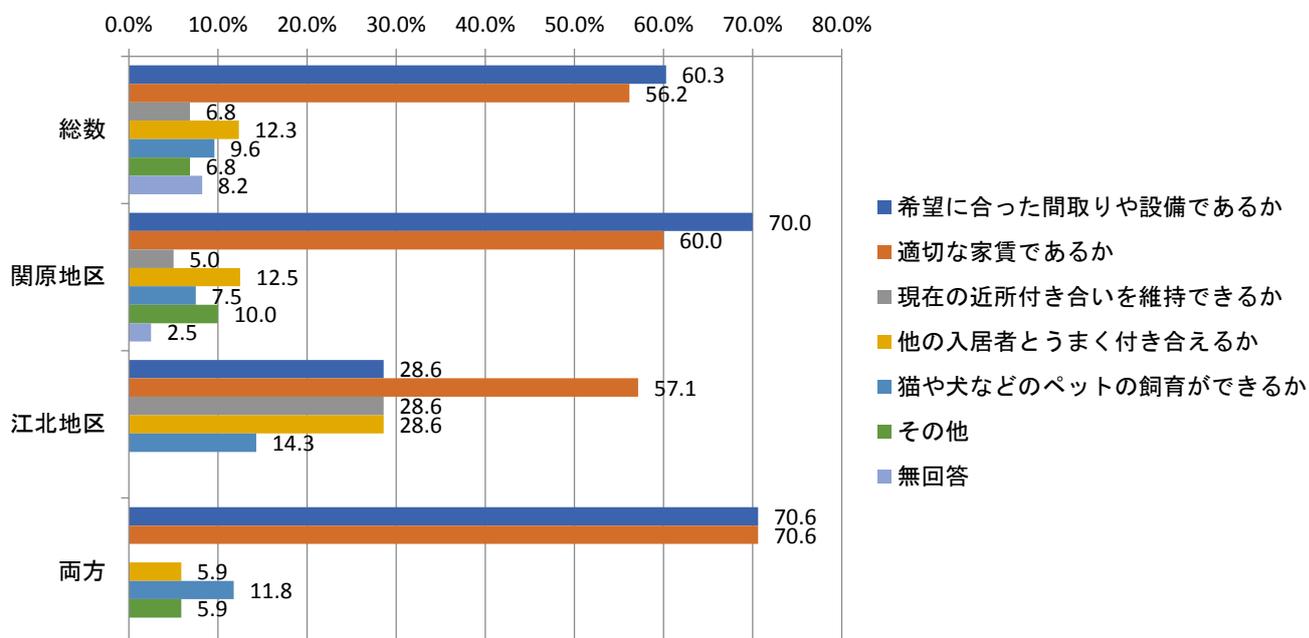


Ⅲ-2 事業への関心

1. 住替えを検討する際に重視する点(あてはまるもの2つまで)

関原地区移転希望者は「希望に合った間取りや設備であるか」が多く、江北地区移転希望者は「適切な家賃であるか」が多い。

	総数	関原地区	江北地区	両方	無回答
総数	73	40	7	17	9
① 希望に合った間取りや設備であるか	44	28	2	12	2
② 適切な家賃であるか	41	24	4	12	1
③ 現在の近所付き合いを維持できるか	5	2	2	0	1
④ 他の入居者とうまく付き合えるか	9	5	2	1	1
⑤ 猫や犬などのペットの飼育ができるか	7	3	1	2	1
⑥ その他	5	4	0	1	0
無回答	6	1	0	0	5



2. どのような事業であれば参加を希望されますか。

関原地区移転希望者は事業者が企画・設計した一般的な住宅が多く、江北地区移転希望者は事業者や入居予定者と一緒に企画・設計段階から関わり、管理などにも参加できる住宅が多い。

	総数	関原地区	江北地区	両方	無回答
総数	73	40	7	17	9
① 事業者が企画・設計した一般的な住宅	39	22	3	12	2
② 事業者や入居予定者と一緒に企画・設計段階から関わり、管理などにも参加できる住宅	19	10	4	3	2
③ 無回答	15	8	0	2	5

